

廃棄物対策審議会議事録

会議名	平成27年度第1回廃棄物対策審議会
日時	平成27年8月28日(金) 13時30分～15時40分
場所	リサイクルプラザ・プラザ館2階 第3研修室
出席委員	篠山委員、稲葉委員、龍田委員、高岩委員、松本委員、恵良委員、秋山委員、鈴木委員、村越委員、中西委員、近藤委員
欠席委員	大谷委員、小木曾委員
会長	篠山委員
事務局	古川環境部長、南雲環境部次長兼クリーンセンター所長、糸井副所長、互井副所長、鈴木副所長、金子管理計画係長 宮崎管理計画係副主査、宮原管理計画係主事
傍聴人	なし
議題	(1) 流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて (2) その他
資料	【資料1】流山市一般廃棄物処理基本計画(案) 【資料2】第2次環境基本計画 【資料3】クリーンセンターの指定廃棄物一時保管施設について
議事要旨	別紙のとおり

議事要旨

<ul style="list-style-type: none"> ・開会（13時30分） ・環境部長あいさつ ・職員紹介 ・審議会長あいさつ ・議題 <p>（1）流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて （2）その他</p>	
篠山会長	議題1「流山市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」事務局から資料の説明をお願いします。
<p>～事務局より資料を説明～</p> <p>これまでの廃棄物対策審議会の経過と平成27年2月9日に配布した「一般廃棄物処理基本計画」の修正点を中心に説明</p>	
篠山会長	前回2月の審議会で指摘された内容の変更がなされていないものが多いように思います。その辺も含めて指摘しなければ、しっかりとした基本計画が残っていかないような気がします。それでは、委員の皆様よろしくをお願いします。
稲葉委員	これまでの計画で掲げた目標値について原発事故の影響を考慮して目標値を下げたということはないのでしょうか。
事務局 （南雲所長）	見直した計画においては、表や数値について、費用を放射能に係るものと係らないものを分けた形で表示しています。目標値については、放射能の関係もありますが当初の予定どおりの目標値としています。 表について、放射能の影響がなかった場合を色分けした方がわかりやすいという意見があればそのように表示します。
稲葉委員	放射能が無ければということはないと思います。数値が上がってしまう部分はありのまま書いていただいていると思います。 費用等は分けて書いてあるので解り易いと思います。目標値もそのまま変えないということもわかりました。 30ページのごみ処理費用の推移について、以前は説明文があったのですが、表と図に書いてあるから省いたということでしょうか。説明文はあった方がいいように思いますが。
篠山会長	私もそう思います。2月に前部長からこの表を解析してくださいとのご指摘があり、表は確かに数値化されていますが、ごみ処理費用の推移についての説明が必要だということが2月の審議会の意見でした。
事務局 （古川部長）	グラフの下に説明を記載します。
松本委員	ごみ処理経費の実績について、平成22年まで空欄だった項目が、平成23年から突然出てくることについて説明があったほうがよいと思います。
事務局 （古川部）	解り易いように説明文を加えたいと思います。

長)	
鈴木委員	5 ページの生活排水で、「水洗便所」と記されていますが、「水洗トイレ」とした方がいいと思います。
事務局 (南雲所長)	はい。そうですね。
鈴木委員	<p>平成24年度のごみ処理経費ですが、23億1千8百万円、平成25年度19億5千万円とかなり下がっているのですが、この差は何によるものでしょうか。</p> <p>また、33 ページに、「現在の焼却施設は平成16年度に稼働し、すでに12年経過していることから、更新について検討を始めます。」とありますが、現在の焼却場を作る際に地元3自治会から、この場所でまた建替えるのではなく別の場所で、という要望が出されています。おそらく公文書で残っていると思うので、それも含めて検討されるのかを伺います。</p> <p>それから、34 ページですが、資源化率で平成30年度の将来予測が26.8パーセントとなっており、13 ページの県の方を見ますと再資源化率30パーセントとなっていますが、資源化率と再資源化率とは別のものですか。</p>
篠山会長	では、鈴木委員からのご質問にひとまずお答えいただけますか。
事務局(古川部長)	まず資源化率と再資源化率については、県では再資源化率、市では資源化率ですが、これは同義です。
鈴木委員	同じということですが、流山市の30年度の目標が26.8パーセント、県は27年度で30パーセントとなっており、目標値に差があるのですが。
事務局(南雲所長)	県が30パーセントだからといって流山市がそこに合わせるかということですが、県は全体を見た形で行っていますが、流山市は流山市に合った資源化を推進していく必要があります。その中で、30年度に掲げた目標が26.8パーセントとなっています。県の目標値と比べて差があるからといって、同様にする必要はないのではないかと思います。
鈴木委員	私は県に合わせるのではなく、流山市の方が数値を高くした方がいいと思っているのですが。
事務局(南雲所長)	<p>本計画の目標値については、現行計画の施策に一定の成果が見られていることから変更しないものとしています。</p> <p>次に、24年度と25年度のごみ処理経費の差について説明します。</p>
事務局(南雲所長)	<p>新しい資料は放射能対策と通常のを分けさせていただきました。これまででは、一緒にして表示していたのですが、これではわかりにくいのではということで分けさせていただきました。</p> <p>その結果、一般財源で放射能関係を除いたところでは約8千万円の差が出ていますが、これについては、整備費の増減です。</p> <p>それから32 ページの環境負荷の少ないごみ処理システムの構築という中で焼却施設の更新についてですが、鈴木委員から、3自治会から次の施設は造らないという要望が出されたとのことですが、基本的にはこ</p>

	この用地を選定した時に立替え用地を含めた形で買収しております。要望として受け止めます。
鈴木委員	計画の中に入れるのではなく、「検討を始めます」となっているから、そこはどうなっているのでしょうか。
事務局(南雲所長)	この検討につきましては、施設が今後、壊れたからといってすぐ直したり、更新したりするということはそう簡単には出来ません。特に更新は1年や2年で出来るものではなく、5年、6年という期間を設けながらやって行かなければならないので、今の段階からそういう検討を始める必要があるだろうということです。
篠山会長	更新という言葉には、いろいろと含まれているということですね。
事務局(古川部長)	そうです。 更新といいますと、この施設を長寿命化して直していくこともあります。
事務局(南雲所長)	更新という言葉だけですと、説明不足ですので、もう少し細かい説明を付け加えるようにいたします。
松本委員	32ページの基本方針のところで、「すでに12年間経過している」とありますが、どういった耐用年数に対しての「すでに」なのかを書かないと、「すでに」なのか「まだ」なのか本当のところはわかりません。
事務局(南雲所長)	焼却炉によって寿命が違いまして難しいところがございます。この焼却場を作る時に一般財源と、国庫補助金起債等で賄っています。その中で起債について15年で償還ということは、15年経過し償還が完了する前に、償還が未完了にもかかわらず施設の改造や、部品の交換をすると補助金をすぐに返還しなければならなくなります。そういうことを考えますともう12年経っているといえる一方で、通常こういう焼却施設というのは概ね20年とか25年とかの耐用年数が一般的です。ただし、使用頻度や使い方によっては短くなったり長くなったりします。 先ほど更新を検討するという話がありましたが、新たなものを新規に更新するというのではなくて、この施設を長く使うための基幹整備、長寿命化計画などを含めた形で検討していかなければならないということで、記載させていただきました。
松本委員	差し迫った話ではないけれどもということですか。
事務局(南雲所長)	それほど急な話ではないですが、いずれはやらなければなりません。
松本委員	寿命があるからいずれはということはわかりますが、あえて基本方針に書くということは、その必要がありますということになります。
事務局(南雲所長)	基本的には、必要あると思います。 事務局サイドでは更新をする、基幹整備をする、国から交付金を交付してもらうなどいろんな作業をするためには、今のうちから準備をしておかないと、いざという時に対応できません。例えば、壊れました、それでは建替えましょう、となっても直ぐにはできません。ですから、今のうちから検討を始める必要があるとのことで、ここに記載させていた

	<p>だきました。</p>
篠山会長	<p>南雲所長の言っていることはよくわかりますが、松本委員のおっしゃっているとおり、パッと見たときに、「すでに」とあると疑問に思います。市側の見方と、市民がみた時のイメージが違うということです。</p>
松本委員	<p>流山市の焼却施設はまだ新しいというのが、皆さんの感覚だと思いません。</p> <p>ここで、もう12年経過しているぞ、更新計画作らないと、と言うとそんなに寿命が短いものなのかということになります。</p>
篠山会長	<p>そうですね。解説にあると、そうなのかと理解できるのですが、文字だけ最初見てしまうと誤解してしまうというところだと思います。</p>
事務局(南雲所長)	<p>技術管理者の方から補足説明させてください。</p>
篠山会長	<p>お願いします。</p>
事務局(金子係長)	<p>環境省では、東日本大震災の地震により災害が起き、それに伴って国土強靱化ということが言われています。それに合わせて災害廃棄物をどのように処理をしていくかということも当然、目標の中に入っております。</p> <p>目標の一つとして、廃棄物処理施設の寿命が25年程度しかないというのが一般の施設ですから、廃棄物処理施設はどうしても土地の買収ですとか施設の建設費などで自治体に対する負担が大きいということで環境省の方が、施設の寿命約20年から25年というものを長寿命化をしましょう、延命化を図りましょうということについて検討しなさいと発表しています。そのことが、流山市一般廃棄物処理基本計画の中には反映されていません。後に出来てきた方針ですので、ここであえて、更新という言葉が適切ではないのかもしれませんが、そのことも含めて見直しの段階で言葉を入れ替えまして、もう一度用語を直したいと思います。それでよろしいでしょうか。</p>
篠山会長	<p>そうですね。正直に説明するべきだと思います。</p> <p>説明が無いとやはり、誤解を与えかねないと思います。</p>
事務局(南雲所長)	<p>そうですね。この中に通常の一般的な施設の耐用年数というのを参考ということで入れさせていただきます。</p> <p>その上で、少し噛み砕いた形で表記を替えさせていただきたいと思います。</p>
稲葉委員	<p>いろんな更新の目的があると思いますが、それを正直に言わないと、計画どおりに進まず、そのうえで検討の必要に迫られているとなると、では計画はどうなんだ、ということになってしまいます。</p>
事務局(南雲所長)	<p>ただ、更新する、しないを記載するにしても、焼却炉のシステムの変更ですとか、そういう詳細な表記までは避けたいと思います。</p> <p>大まかに、耐用年数とか、そういうものがあって、「そろそろ準備をしなければいけない。」というところをうまく表現できればいいと思いま</p>

	す。
龍田委員	現在の焼却施設は12年前に出来たのですよね。起債については15年間での償還ということで、残りの期間は3年間ということだと思いますが、そのことについてはどこかに説明等は載っていますか。
事務所(南雲所長)	そこまでは記載していません
龍田委員	そういうことも大事だと思うのですが。
事務所(糸井副所長)	流山市全体の借金の中で税金から少しずつ返すということです。それで、流山市の起債残高が約400億円近くありますがその中の一つとして、残りあと3年、この焼却施設は残っております。 流山市の財政の方で担当しているのですが、それは、その一部ということで、解り易く言うと一部が借金になっています。
龍田委員	それで、将来はまたということで、何か考えているというのが今の実態ですよ。
篠山会長	施設の更新はすぐにはできないものなので早い段階からということですよ。
稲葉委員	今の施設に対して焼却施設は寿命が非常に短いよということを市民にプレアナウンスしておく必要もあると思います。
恵良委員	その関連でいいですか。 従来の焼却炉は焼却温度が低く、ダイオキシンの問題が出ました。そして、現在の焼却施設では焼却炉の温度を上げましたよね。その結果、ダイオキシンの問題をクリアしているわけですよ。その代償として、焼却炉の平均寿命が20年位になっているということであると言えば皆さん理解すると思うんです。 前の焼却炉は確か約40年程使ったのでは。
事務局(南雲所長)	前の焼却炉は昭和56年に造ったもので、修繕や改造等をして使っていました。 確か23年使用しました。40年というのは、おそらく、し尿処理施設のことだと思います。改造等を加えながらなんとか使用したのではないかと思います。
恵良委員	高温で焼却していますから、どうしても耐用年数は短くなるということは常識から考えて解ります。
事務局(金子係長)	高温の話ですが、当然、この焼却方式では、前の焼却方式とは200度から400度位の差があります。ただ、その差があったとしても、この流動床式ガス化熔融炉ではない一般的な処理施設が20年から25年というのは環境省が把握している耐用年数です。 では、ここの処理方式は高温なのでもっと短くなるのではないかとということが考えられるのですが、それは、その温度に耐えられる耐火物を使っていますので寿命というのは変わりません。
高岩委員	千葉県のごみの資源化率と流山市のごみの資源化率とは資源化されている品目や商品に差があるのでデータの作り方が違うのではないかとと思うのですが、その差異は見ていますか。

	例えば、焼却スラグも使っているのかとか。
事務局(金子係長)	<p>流山市の分別の種類は、例えば千葉県内の銚子市や南房総市等とは分別が違います。そうすると分別が違うことによって定義が変わってきてしまうので、同じ定義ではないということはあるかもしれません。</p> <p>ただし、ペットボトルやビン、缶など一般的な部分については同じだと思いますが、分別によって多少定義付けが違うと思います。</p>
高岩委員	同じデータから作っていますとか、自治体によって分別方法が変わりますとか説明を書いた方が、見る人には解り易いと思います。
篠山会長	高岩委員から資源化率について出ましたが、稲葉委員は焼却のことですか。
稲葉委員	<p>両方ですね。資源化率が低いということについては例えば、事業系一般廃棄物の方で資源化されている量が多いかもしれないとか、事業者の方が頑張っておられると自治体の資源回収の方であまり回収できなかったり等の原因も考えられます。また、分別回収のシステムで、分母、分子が変わってくると、やっぱり変われば数値に差が生じてきます。そこは注意した方がいい。県や他市とは基となるデータのつくりが異なることについては簡単にでも説明された方がいいと思います。</p> <p>それと、焼却施設の更新の話ですが、「更新」には完全に建替えだけでなく延命化、長寿命化というものも入っているということですが、更新というと建替えのことと普通は思ってしまうので、括弧書きで書かれた方がいいと思います。また、今どこの自治体も財政的に苦しいですし、簡単に建替えとかは難しいと思います。その中で、長寿命化や延命化という技術があるのならば、検討すべきだと思います。そうした動きは全国的にありまして、30年とか使っている所もやむを得ずとか、長寿命化の結果、問題無く運転できている所もありますので、その辺は説明というか情報の共有を図った方がいいと思います。</p>
事務局(古川部長)	誤解を与えないような表現をさせていただきます。
篠山会長	<p>あとはやはり、何か個人的にじっくりこないところがありまして、もう一步本音の所で市民と情報を共有して、どこが問題で、何をやっていこう、という計画に対するスタンスが見えてこないとダメなような気がします。</p> <p>もう少し解り易く正直に言ってもらえれば、ではどのようにしていったらいいのかということが自然と流れとして出てくるのではないかと思います。</p> <p>そして、そうした流れをどのように計画書や答申に盛り込むかというところが重要なのではないかと思います。</p> <p>そういうところで、皆様から何かもっとうご助言いただけるといいかなという印象があります。</p> <p>とにかく、やはり今回こういう形で残していくにあたって、何か皆さんからの意見や考え、論点等をうまく絡めて形にしていければと思います。</p>

龍田委員	4 ページの流山市の基本計画で平成 20 年度、平成 26 年度の実績と、33 ページのごみ発生量の予測の関係はどういうものですか。
事務局(古川部長)	4 ページの一人一日当たり発生量 894 g、これは、33 ページの中段にあります。それから、資源化率については、23.5%という数値がありますが、それは下から 2 番目にあります。
龍田委員	4 ページに平成 26 年度目標は載せる必要がありますか。
事務局(糸井副所長)	<p>平成 22 年度に一般廃棄物処理基本計画を作った時の目標値が、一人一日当たりごみ発生量では 921 g 以下ということであり、平成 26 年度の実績は 894 g であったということで、計画策定時の目標とその後の実績を併せて載せることで目標が達成できているかどうか分かるよう、参考で載せました。</p> <p>平成 22 年度時点で平成 26 年度の目標は 921 g 以下にするというようにしたのですが、実際には 894 g で目標を達成できたという意味で平成 26 年度目標を載せています。</p> <p>同じく資源化率も当時は 29.7%以上を目標にするということだったので、このことについては 23.5%にしかならず達成できなかったというような意味です。</p>
事務局(南雲次長)	<p>4 ページは、今までの評価について示しています。</p> <p>平成 22 年度に計画を策定した時の目標に対し、実績はどうだったのかということです。</p> <p>一人一日当たりのごみ発生量は、平成 26 年度の目標として 921 g 以下でしたが、実際には 894 g で、目標は達成できたということ。資源化率については、29.7%以上という目標でしたが、実際には 23.5%でした。最終処分量については 1,752 t 以下という目標でしたが、実際には 9,543 t であり目標達成できなかった。ただ、達成できなかったことについて、最終処分量は非常に数値として大きな差が出ていますので、下に理由として、東京電力の福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により焼却灰等について基準値を超えたことから裁量的にすべて最終処分にしたということで、最終処分量が増えてしまった旨を記載したということです。</p>
篠山会長	龍田委員の言っていることは、私の解釈ですが、4 ページ部分は目標に対する実績の評価をしているのだから、この部分に 30 年度の目標値を入れる必要はないのではないかと思います。ただ 30 年度を入れることで、30 年度の目標に対して現状はどうかという評価もできることにはなります。なので、4 ページは 30 年度目標値を入れなくても成り立ちますが、しかし、単純に評価という観点からすれば 30 年度という先の目標値に対し現状はどうなっているのかということもまた「評価」ということではあります。
近藤委員	33 ページの平成 30 年度目標値について、一人一日当たりのごみ発生量を 860 g 以下とするということになっていますが、この頃には人口が多少でも増えてきている状況だと思うのですが、人口増加の状況の

	<p>中で一人一日当たり発生量を減らすというのは難しいことだと思います。何を基準にして、860g以下という平成30年度の目標があるのか疑問です。</p>
事務局(南雲所長)	<p>人口が増えると、当然排出量も増えていくと思います。しかし、今の実績を見ると、現在人口は増えていますが、排出量は横ばい状態です。2つの数字は比例関係ではありません。その上で人口が増えて、排出量が横ばいだと一日当たりの排出量を人口で割ると、860や870という数字でもいいのではないかと思います。一人一日当たり排出量は人口で割れば減っていくと予測できるので、そこまで驚く数字設定ではないと思います。</p>
近藤委員	<p>高齢者の方というのはあまり家で料理をすることが少なくなり、そうすると、生ごみの量は減るかもしれないですが、その分買ってきて食べることが多くなり、プラスチック排出量が増えてくるのではないかと思います。</p>
事務局(南雲所長)	<p>おっしゃるとおり、これから流山市も高齢化社会に向かっていくと思います。その中で、お年寄りの方が自ら料理をして、残飯を出すということが少なくなって、その分、買ってきた容器の排出が増えるかもしれません。ただ、そうした容器は大体が容器包装プラスチックですので、うまく分別すれば資源になります。また、色々な宅配等のサービスの関係ですと、例えば、お弁当の容器などを回収してくれたり、事業で資源化するケースもあるのではないかと思います。ただ、お年寄りの方は買う量も減りますし、排出量もやはり減りますし、公共的にはごみは少なくなっていくのではないかと思います。</p>
近藤委員	<p>それはあくまで、希望的観測にすぎないと思います。</p>
事務局(南雲所長)	<p>ただ、現在流山市が想定している人口のピークはおそらく、平成38年度くらいとされており、そのあたりから人口が減少していくと予測しています。その時には、高齢世帯が大分、増えているのではないかと思います。</p>
恵良委員	<p>先程、会長も言っていましたが、一般廃棄物処理基本計画の目標に対し、実績が達成できるかどうかは、ごみを出す人の協力次第でどうにでもなると思います。大切なことは、市民をいかに巻き込んで、一緒になってやっていくかということだと思います。一般市民にとって、一番行政と接点があることの一つが「ごみ」のことだと思います。なので、ただ数値をならべるだけでなく、行政は指導する、逆に市民の方もこうしてほしいとお願いする、そういった関係をつくれればごみも費用も少なくなると思います。</p> <p>基本的なスタンスとしては、やはり、数値目標を並べて実際に達成できたかできないかということではなく、いかに市民に対して協力を呼びかけて巻き込んでいくかということだと思います。</p>
篠山会長	<p>去年の夏に、仮の評価をしながら、そのスタイルでいきたいと思います。平成22年度に策定した目標を基本として、評価して、見直していこう</p>

	<p>ということが原点であり、従いまして、事務局側も基本はそのスタンスであると思います。しかし、そうは言っても、前回からの指摘等を含めますと、もう少し何か工夫できることはあるのではないかという印象は受けます。</p> <p>また、事務局側も新しいメンバーということになっていきますので、むしろ、新しい事務局メンバーから見て、流山市の基本計画として、これまでどういう評価でどこがポイントになるかということ、例えば最初の方にでてきている施策の評価ということですが、○とか△というよりも、どこが実現され、うまくいっているか、逆に、うまくいっていない部分はどこで、どうしていけばいいのかという形の体裁で載せることは可能ではないかと。事務局メンバーも変わられたということで、前の基本計画というのが基盤にはなりますが、委員の皆様からいただいた意見や指摘を織り交ぜて、当初の予定よりは体裁が変わっていてもよろしいのではないかとすることをまずは伝えておきたいと思います。</p>
事務局(古川部長)	<p>おっしゃられたとおり、これまでをどう評価してそれをこれからどうするかということが、一番のポイントだと思います。基本は残しながら、もっとわかりやすい標記を織り込むというようにしていきたいと思います。</p>
篠山会長	<p>年度内という時間も迫っているとは思いますが、せっきくの見直しの機会であり、多くの意見が出ているので、よりよい計画にしてほしいという思いはひしひしと感じております。</p>
鈴木委員	<p>41ページにリサイクル推進店の拡大とあり、「個人商店等におけるシステムを商工会議所等とともに検討し」とあるが、具体的には何をするのでしょうか。</p> <p>43ページに自己責任によるリサイクルの促進とあり、ア)に「多量排出事業者」とありますが、どのような基準で多量排出事業者と謳っているのでしょうか。</p>
事務局(南雲所長)	<p>「リサイクル推進店の拡大」と「多量排出事業者」という2点について質問がありました。</p> <p>まず、「リサイクル推進店の拡大」について、確かに検討については欠けています。また、検討というのはやらないのと同じではないかという印象を受けるかもしれません。正直な話、「リサイクル推進店の拡大」と計画にありますが、拡大していません。このことについては、議会でも指摘されているところです。このことについてはどうにかしなくてはいけないことと思っております。ただ、うまく拡大につながる具体策は展開できていません。</p> <p>もう一点、「事業系の多量排出業者」についてですが、基準として面積が1,500㎡以上の店舗に対して減量計画書の提出を求めています。</p>
鈴木委員	<p>流山市に何店舗くらい多量排出業者はあるのでしょうか。</p>
事務局(南雲所長)	<p>申し訳ありませんが、手元に1,500㎡以上の店舗数についてのデータはありません。ただ、参考として、全事業所数はH24年度では1,395店、H25年度では1,429店、H26年度では1,487店と</p>

	<p>なっており、少しずつですが事業所数は増加してきています。 ただ、1,500㎡以上の店舗となると、資料が手元にないので、次回回答いたします。</p>
篠山会長	<p>答申という形ではあるのですが、諮問書をもう一度簡単でいいので読み返してみてください。今の状況ですと、正直、大変答申しにくいです。何を求められて、何を訴え、どこを今回の基本計画の中心として重点的に残していきたいのか。その辺についてはいかがでしょうか。</p>
事務局(南雲所長)	<p>～事務局より諮問状を読み上げ～</p>
篠山会長	<p>要するに、まず定期的にちゃんとやりましょうと、そして、人口等の社会状況を考慮しながら、見直す部分があれば見直しましょうということですよ。その中で、答申あるいは見直し(案)の何を重点化していくのか。 審議会の中で皆さんが、何を議論して、何を市長に訴えて、計画を形にしていくのかということについて、ご意見等をいただきたいと思います。 今回、大体この線に沿って、指摘いただいたところを、集約していただいて、たたき台のようなものを事務局で作っていただき、次回はそれに対する審議というようになっていくと思います。たたき台を作っていく段階の中でも、こうした流れの中でアイデアを付けていただきながら、また、このことに伴い長期計画についても反映していただければと思います。</p>
高岩委員	<p>生ごみが出しにくいですとかリサイクルが難しいという話が出ていましたが、柏市のある地域では金属製の大きいごみ箱が設置されていて、その中に、プラスチックごみや燃えるごみ、ペットボトルや缶・びん等、区分されていてそこに24時間365日出せるようになっています。それだと出しやすいですし、リサイクルもしやすく、ごみの適正分別につながるのではないかと感じます。</p>
事務局(糸井副所長)	<p>それは市が設置しているものですか。</p>
高岩委員	<p>はい。</p>
事務局(糸井副所長)	<p>戸建用の集積所ですか。</p>
高岩委員	<p>戸建の一区画に金属製の大きいものを作っています。集合住宅にも同じようなものがあります。</p>
事務局(糸井副所長)	<p>流山市には、約4000のごみ収集場所がありますが、大多数は道路上に設置してあります。本当は、道路はごみ置き場ではないので、道路管理者からすればいいとはいえませんが、どうしても道路上に設置せざるをえなくなっています。 流山市では、木地区や十太夫地区、市野谷地区というところで区画整理を行っていますが、そこに20件、40件と戸建を開発するというこ</p>

	<p>とになると、20件に対して2か所はごみ集積所を設置しなさいという指導をして場所を確保しています。そういうところでは開発事業者が金属製のものや、ブロックで囲ったりしたごみ置き場を設置しています。しかし、江戸川台や松ヶ丘、野々下といったような昔からの地域では、ただ道路上にごみ置き場を設置しているというのが実態です。</p> <p>それから、マンションやアパートといった集合住宅についても、開発の場合は必ず、1世帯当たり0.3㎡確保しなさいということで行っています。</p> <p>ただ約4000か所の内8割は道路上に集積所の看板を設置しているというのが現状です。</p>
高岩委員	<p>それだと、ペットボトルやビニール袋等は風で飛んでいたりしているので、本当はよくないですがブロックで囲むとか簡易ゴミ箱を設置するとかはできないのですか。</p>
事務局(南雲次長)	<p>現在、流山市では道路上にブロックなどを置いてしまうと交通の支障が発生する等様々な問題が考えられますので、カラス除けも含めて網を被せたり、スペースに余裕があれば折り畳み式の籠のようなものを設置している場所もあります。</p> <p>ただ、今、高岩委員がおっしゃっていたことに対して、自治会等において集積場所で区分けをしているところもあるのかもしれませんが、必ず各種のごみには収集日が決まっており、その中で集積所内を常に区分けしておくためには、かなり広いスペースがなくてはできないと思います。</p>
近藤委員	<p>東初石の私が住んでいる地域では、私たちが使う集積所がカーブになっていて少し先に行くと県道になっています。また、通学路にもなっています。その中で、ごみが道路に出てきて、生ごみを整理するのが大変という状況でした。しかし、2か月程前から、私たちの町会と常盤松自治会が共同でお金を出して、蓋が付いた金網状のごみ箱が4つ設置されたのですが、それがすごくよくて、ごみはもちろん散らからないし、カラスも来ないし、きれいな状態で集積所を保つことができます。通学路になっていますがきちんとガムテープを貼って、ピタッと範囲内に収まるようになっています。</p> <p>もし自治会で置くところがあるのであれば、費用も寸法にはよりますが大きいものでなければそこまで高いものではないそうです。設置したことで何にも散らからなくなり、設置してもらってよかったと思います。</p>
事務局(南雲次長)	<p>私たちも、色々市内を回っていると、そうしたごみ置き場が増えていて、自治会等の皆様で揃えてもらっていることを実感します。</p>
近藤委員	<p>自転車地域を回ってみますと、かご型のごみ箱等が設置されている集積所はいつもきれいなんです。</p>
事務局(南雲次長)	<p>蓋がされれば、適当に投げ入れていくことも防ぐことができると思います。</p>
近藤委員	<p>かごが設置される前は、適当に投げ入れていく人がいて、それが車の風などを受けて、道路上に出てしまうというケースもあり、かごが設置されてからはそうしたことがなくなったので、お金をかけてでもやるべ</p>

	きだと思いました。
近藤委員	まめな人は回収が終わると、畳んで片づけます。そうすると絶対に入れられなくなるし、カラスも来なくなります。
事務局(糸井副所長)	この点で、各自治会から、通称「カラスいけいけ」という緑のネットがありまして、それを置かせてくれないかという話もいただきます。ですが、先程説明しましたとおり、道路上ですので、個人の土地を貸しますので置かせてくださいということなら当然やってくださいという形になります。 委員の方がおっしゃっている通り、設置場所は道路や公園だと思うのですが、それはたまたま黙認された形でやられているということで、申請が出された場合は行政としては許可をしないと思います。
高岩委員	黙認するのだったら、今までどのように道路上に捨ててそれを回収していたのかよくわからないと思うので、これからは、ごみ処理の適正化を図るのであれば今からごみ捨て場の適正な場所を選定するのではありませんか。
事務局(糸井副所長)	基本的に既存の宅地については、道路用地と宅地としか分離していませんのであえてそこにごみ用地として、設置するにはかなりの費用と労力が必要になると思います。例えば、集積所設置のために個人の土地を市が買い取り、塀を切ったり等様々な経費がかかる分も市が負担するというのであれば、承諾していただきやすくなると思いますし、数か所であれば可能かもしれませんが、今調べましたところ市内に約4800か所集積所があり、その内約8割すべてを行政がそこまで整備できるかという現実的には不可能であると思います。
近藤委員	道路交通法などの関係から、やたらに置けないということなんですか。要するにU字溝の上に少しでもはみ出てしまうと問題があるということですか。
事務局(南雲次長)	やはり、立場上、道路管理者の方からすれば通行に支障があるものは認められませんということです。しかし、現段階では、交通に支障が出ないように気を付けながら、回収するまでの間はしょうがないだろうということです。ただしこれが、自治会や皆さんでごみ置き場として道路占用すればいいのかなということで占用申請をしたとしたら、許可はおりないと思います。ただし、ごみは回収しなくてはいけないということは理解しています。
篠山会長	ありがとうございます。 それでは議題の「その他」ということで、クリーンセンター指定廃棄物一時保管施設に係るこれまでの経緯と現状について、事務局より説明をお願いします。
事務局(金子係長)	配布資料「クリーンセンターの指定廃棄物一時保管施設について」に基づき説明。
篠山会長	ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の審議会を終了します。 本日は、お疲れ様でした。

・閉会（1 5時30 分）	
---------------------	--